

あなたの行動で社会が変わる!

こんな行動も消費者市民!

- ①使わない部屋の電気はこまめに消す
- ②ゴミを減らす努力をする
- ③エコバッグを利用する
- ④過剰包装は断る
- ⑤必要なものを必要な量だけ買う
- ⑥環境に負荷の少ない商品を選ぶ
(エコマーク商品、リサイクル・リユース商品など)



あなたの行動や声が 消費者市民社会を築きます!

消費者
市民社会
とは?

「消費者が、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」
(消費者教育推進法第2条第2項)

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの方々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しています。

消費者センスを高めて 消費者市民社会を作ろう!

商品の価格や品質、販売方法などに関心をもとう

急がせる契約やもうけ話には注意しよう

被害にあってもあきらめず消費生活センターに相談しよう

住所や氏名、口座番号など個人情報には安易に教えないようにしましょう

商品を選ぶ時に本当に必要かどうかよく考えよう

「おかしいな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず
滋賀県消費生活センターへご相談ください!

滋賀県消費生活センター

- 相談時間 / 平日・土日 午前9時15分～午後4時(祝日・年末年始は除く)
- 〒522-0071 彦根市元町4-1 (JR彦根駅 徒歩5分)
- ホームページアドレス / <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>

☎ 0749-23-0999 FAX 0749-23-9030

●消費者ホットライン ☎ 188(いやや!) (全国共通。消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります)

この印刷物は古紙パルプを配合しています。



何か問題が発生したようです。
こんな時、あなたならどうしますか?

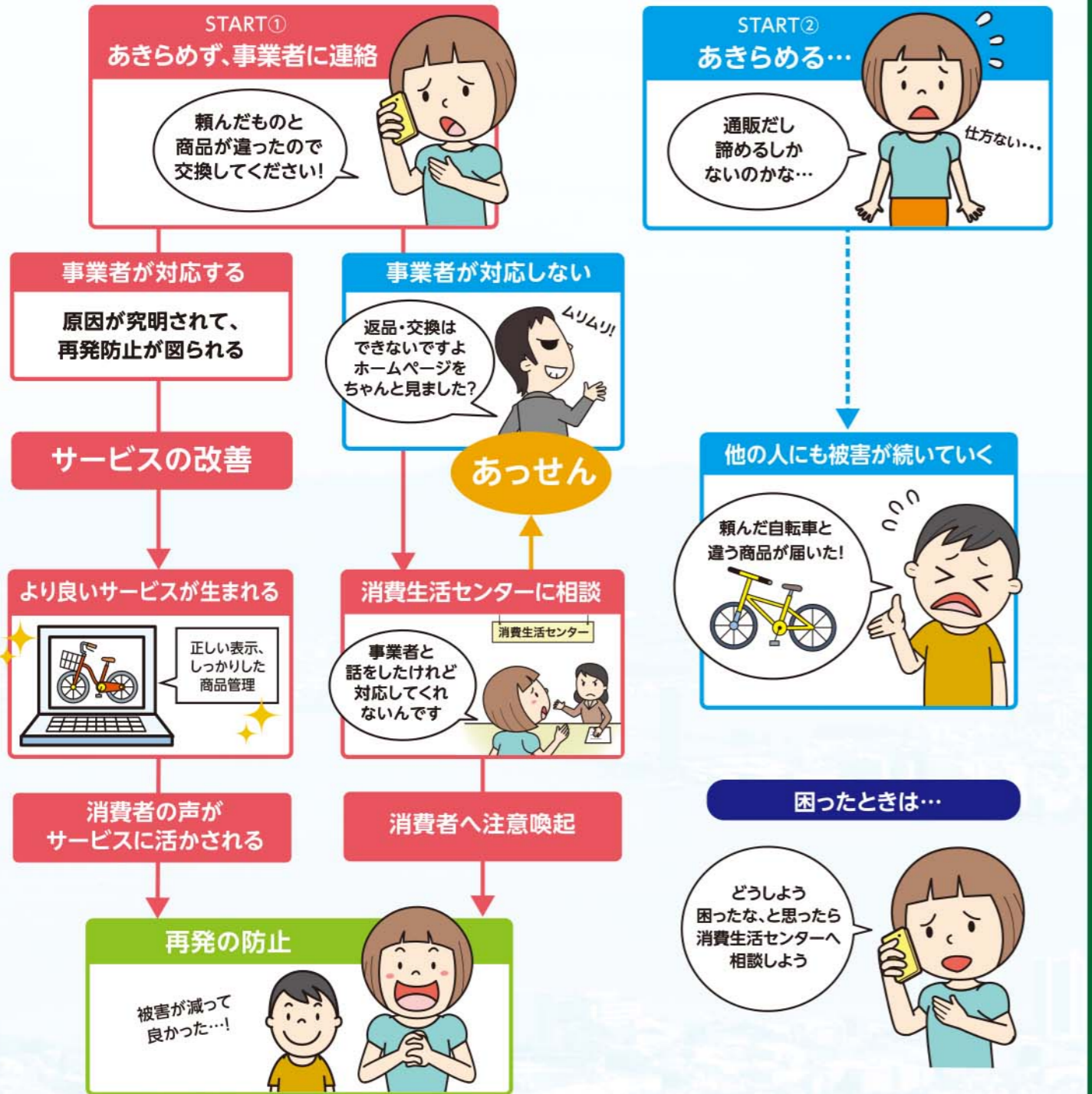
滋賀県消費生活センター

あなたの行動が社会を変える!

消費者市民社会を実現するために、「消費者」として私たちは何をしたらよいでしょう。下の図の問題を参考に考えてみましょう。

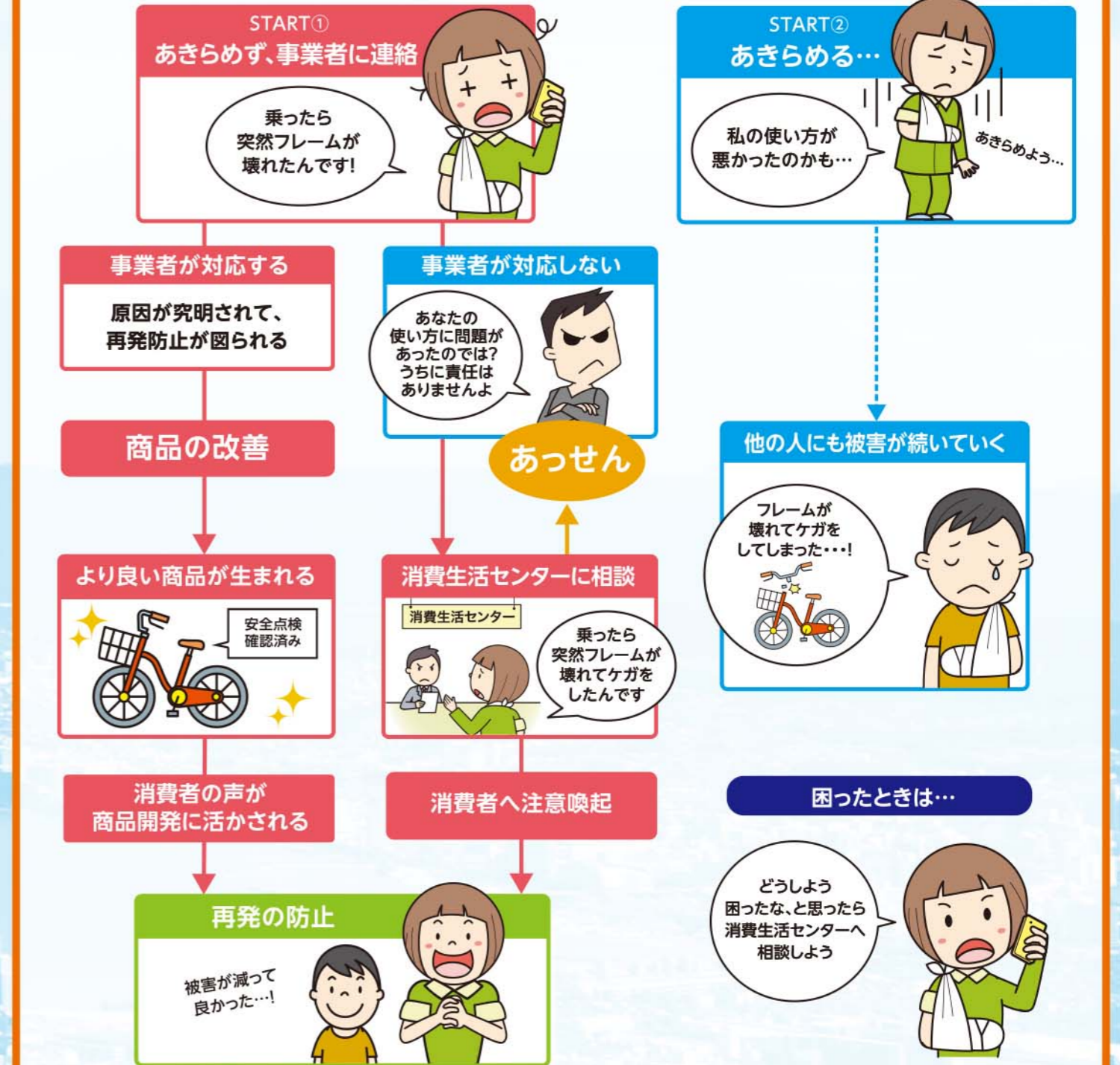
CASE1 あなたならどうする!?

届いた自転車が違っていた場合



CASE2 あなたならどうする!?

自転車が壊れ事故が発生した場合



被害を繰り返さないためにはあなたの情報が必要です。